## 第 2 号議案 尾張都市計画道路の変更について

## 意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

縦 覧 期 間 令和4年4月8日から令和4年4月22日まで

縦 覧 場 所 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課、

犬山市役所及び春日井市役所

意 見 書 提 出 状 況 2 通 (2 団体)

番号	意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
都市計画道路見直しの進め方に関すること		
1	路線廃止に合わせて用途地域等の変更がなされていないが、これらの変更は同時並行に行うべきである。 <2通(2団体)>	都市計画道路の廃止に関連して行うべき区域区分や用途地域などの変更は、県や市町村にて同時に手続きを進めることとしております。今回は、尾張都市計画道路の変更に伴い、犬山市で必要な用途地域等の変更の手続きを市決定にて同時に行っております。
2	路線廃止の理由として周辺道路網の代替性で廃止するならば、もっと大胆に廃止を進めていくべきである。 将来交通量推計値を公表すべきである。 <2通(2団体)>	愛知県都市計画道路見直し方針に基づいた検証作業では、周辺道路網の交通機能の代替性だけでなく、市街地形成機能及び空間機能の必要性や、歴史・文化資源及び環境等の影響についても、地域の特性を考慮し総合的に評価を行うこととしております。 交通機能の代替性の検証にあたっては、交通量や混雑度を推計しておりますが、これらは検討または協議に関する情報であり、かつ、検証を行う際の評価指標の一つでもあるため、総合的な評価に対する誤解を招く恐れがあり公表しておりません。
3	部分的に事業着手している路線であっても、事業着手できていない区間は見直し対象とすべきである。 < 2 通(2 団体)>	愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、主要な道路との交差点などで区間を設定 し、区間単位で未着手の場合は見直し対象としております。
4	地元説明会の周知、説明方法、質疑内容の公表について、県としての標準手法を示し、市町村による差をなくすべきである。 〈2通(2団体)〉	都市計画法第16条や都市計画運用指針では、都市計画の案を作成しようとする場合には、説明会や公聴会等を開催し、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められております。 市町村が実施する説明会の周知、説明方法、質疑内容の公表については、法令の趣旨に沿った実施方法であると認識しておりますが、市町村では独自の取り組みとして、ホームページ等を活用するなどして、情報提供を行っております。
5	県都市計画課のホームページで公表している「愛知県内 市町村別都市計画道路(幹線街路)整備状況」について、 未整備区間の情報も公開すべきである。 また、整備状況を最新に更新すべきである。 <2通(2団体)>	区間ごとの詳細な情報につきましては、市町村又は道路管理者にお尋ねいただくことでご確認いただけます。 「愛知県内市町村別都市計画道路(幹線街路)整備状況」については、年1回市町村に整備済延長を照会し、集計後、速やかに結果を公表しております。
6	旧都市計画法のもとで計画決定され長期間着手されなかったことで、土地所有者は土地の処分に大きな制約を課されてきた。都市計画道路の廃止による固定資産税の増加をなくす特別措置を定めるべきである。 <2通(2団体)>	税務担当部署に確認したところ、都市計画道路の建築制限に起因して固定資産税額が減額されていた場合、都市計画道路の廃止によって、減額されていない税額に変更されることとなります。変更された税額が元の税額に対して一定の限度を超えて増加する場合は、税負担の激変を緩和するため、地方税法附則において段階的に税額が増加するような負担調整措置が設けられております。
7	令和3年度に変更された一宮市、稲沢市及び江南市の道路と今回の犬山市及び春日井市の道路は、尾張都市計画道路変更案として、一括で審議するべきである。 <1 通(1 団体)>	都市計画法第21条では、都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく当該都市計画を変更しなければならないとされていることから、地元調整が整ったところから手続きを行っております。